

ブロック塀等撤去費補助金交付申請について

[必ずご一読ください]

■ 交付申請

- ①令和8年(2026年)11月27日(金)が申請締切です。
- ②必ず工事着手前に申請をしてください。
- ③予算に限りがありますので、申請を受けられない場合があります。

■ 実績報告

- ①令和8年(2026年)12月25日(金)が報告締切です。
- ②撤去後にフェンス等を新設する場合は、新設工事完了後の報告が必要です。

[交付申請の流れ]

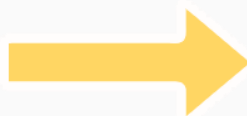


申請者

- ① 交付申請書の作成
- ② 必要書類※の準備

※ 2ページ目の一覧をご参照ください。

①・②を提出



小田原市

- ③ 交付申請書類の審査
- ④ 現地調査



⑤ 交付決定通知書の作成

⑤を郵送



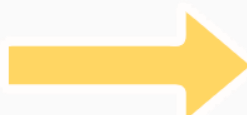
⑥ 工事の着工・完了



- ⑦ 実績報告書の作成
- ⑧ 必要書類※の準備

※ 2ページ目の一覧をご参照ください。

⑦・⑧を提出



- ⑨ 実績報告書類の審査
- ⑩ 現地調査



- ⑪ 額確定通知書の作成
- ⑫ 補助金の交付

⑪を郵送・⑫の振込



⑬ 補助金の受取り

[1] 必要書類一覧(交付申請時)

NO.	提出	書類名	詳細
1	必須	交付申請書	様式第7号
2	必須	事業計画書	様式第8号
3	必須	ブロック塀等の位置がわかる平面図、及びブロック塀等の立面図、断面図	工事実施前と実施後の図面
4	必須	ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書の写し	1mあたりの撤去費等の内訳が必要
5	必須	現況の写真	現況がわかるものをカラーで提出 (ワード等に貼り付けた画像可)
6	必須	誓約書	様式第10号
7	必須	口座振替依頼書	
8	該当者のみ	境界に関する同意書	様式第9号 ブロック塀等の境界が私有地の場合
9	該当者のみ	工事実施に関する同意書	様式第11号 「ブロック塀等を所有する人」と 「土地もしくは家屋を所有する人」が 異なる場合は提出の必要があります。
10	該当者のみ	1~9までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

[2] 必要書類一覧(実績報告時)

NO.	提出	書類名	詳細
1	必須	完了実績報告書	様式第13号
2	必須	各工程の状態を撮影した写真	撤去及びフェンス等の新設に関する 工程の写真をカラーで提出 (ワード等に貼り付けた画像可)
3	該当者のみ	ブロック塀等の撤去に要する費用の領収書等の写し	
4	該当者のみ	境界に関する確認書	様式第14号 交付申請時、境界に関する同意書 (様式第9号)を提出した場合
5	該当者のみ	その他、市長が必要と認める書類	